
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.156 2019/2/13

1 A型肝炎発生届受理時の検体の確保等について

2月6日、厚生労働省は健康局結核感染症課長及び医薬・生活衛生局食品監視安全課長の連名で各都道府県等衛生主管部（局）長宛標記通知を出した。A型肝炎はノロウイルスと同様、患者の便に含まれるウイルスが加熱しないで食べる食品を汚染し食品由来感染症を起こすことから連名で出されたもので、その主な内容は次の通り。

A型肝炎については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項の規定に基づく医師の届出による患者報告数は、2018年は首都圏を中心に報告数が925例であり、2019年第1週～第3週においては、すでに46例となっており、例年に比べて届出数が多い傾向にある（例年約100～300件／年）。

最近のA型肝炎患者の届出状況に鑑み、引き続き、A型肝炎の患者発生届を受理した場合はウイルス株の分子疫学的手法による解析が実施できるよう、患者の糞便検体の確保に努め、ウイルス株の分子疫学的手法による解析並びにライブラリーとの照合を行うため国立感染症研究所への塩基配列情報等の送付についてお願いする。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000477617.pdf>

2 「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」（平成15年厚生労働省告示第301号）の改正について

2月8日、消費者庁次長及び厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官の連名をもって各都道府県知事等宛標記通知を出した。その主な内容は次の通り。

「食品衛生法等の一部を改正する法律」が平成30年6月13日に公布され、平成31年4月1日に施行を予定している規定に対応することに加え、近年の監視指導実態を反映することを目的とした、「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針の一部を改正する件」（平成31年消費者庁・厚生労働省告示第1号）が本日公布され、同指針中「第二 監視指導の実施体制等に関する事項」として、広域的な食中毒事案発生時の関係機関相互の連携体制の確保、原因調査等における研究機関との連携体制の確保等について定める等の改正が行われた。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000477971.pdf>

3 「平成30年農林水産物・食品の輸出実績」について

2月8日、農林水産省は標記実績を公表した。その主な内容は次の通り。

平成30年の我が国の農林水産物・食品の輸出額は9,068億円、前年比12.4%の増加。

1. 農産物、林産物及び水産物それぞれの輸出実績。

農産物：5,661億円（対前年比+14.0%）

林産物：376億円（対前年比+6.0%）

水産物：3,031億円（対前年比+10.3%）

2. 輸出先を見ると、1位 香港、2位 中国、3位 米国。

3. 食品別に見ると

加工食品 3,101億円 そのうちアルコール飲料618億円

畜産物 446億円 そのうち牛肉247億円、牛乳・乳製品153億円

青果物 290億円 そのうちりんご139億円

その他農産物 1,050億円 そのうち緑茶153億円

水産物 2,263億円 そのうちホタテ貝（生鮮、冷蔵、冷凍等）476億円

水産調製品 764億円 そのうちなまこ（調製）210億円、練り製品（魚肉ソーセージ等）106億円

<http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/kaigai/190208.html>